

令5環境政策第948号  
令和6年(2024年)3月21日

経済産業大臣 齋藤 健 様

山口県知事 村岡 嗣政

(仮称)周南市長穂太陽光発電事業に係る環境影響評価準備書に対する  
知事意見について

このことについて、環境影響評価法(平成9年法律第81号)第20条第1項及び  
電気事業法(昭和39年法律第170号)第46条の13の規定に基づき、環境の保  
全の見地から別添のとおり意見を述べます。

なお、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、審査に当たっては本意見  
を勘案されますようお願いいたします。

おって、本準備書に対する周南市長の意見は、別添写しのとおりです。

## (仮称)周南市長穂太陽光発電事業に係る環境影響評価準備書に対する知事意見

本事業は、パシフィコ・エナジー徳山合同会社が、周南市において、最大で出力76,800kW程度(交流)、対象事業実施区域の面積約188.4haの太陽電池発電所を設置する事業であり、再生可能エネルギーの導入促進、温室効果ガスの排出削減による気候変動対策への寄与、環境負荷が少なく安定的な電力の供給、地域経済の活性化へ貢献することを目的としている。

また、本事業は、ゴルフ場跡地を利用することで造成面積を抑制するとともに、農薬を使用しないことにより植生の自然回復を促すなど、環境保全に関する一定の配慮が認められる。

一方で、自然地形を生かした起伏の大きいゴルフの丘陵コースに、大規模な太陽電池発電設備を効率的に配置するため、一定程度の土地の改変は見込まれており、その改変区域には、竜文寺樹林等の重要な群落の一部が含まれ、希少な動植物も複数確認されていることから、本事業による環境保全上の影響が懸念される。

こうしたことから、事業者は、環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)の記載事項はもとより、以下の事項についても十分に留意した上で、環境影響評価書(以下「評価書」という。)を作成すること。

### 1 全体的事項

- (1) 環境保全措置、事後調査及び環境監視を適切に実施すること。なお、工事中又は施設の稼働後、現段階で予測し得ない環境保全上の支障が生じ、又はそのおそれが生じた場合には、速やかに関係機関と協議を行い、必要に応じて追加の環境保全措置等を講じること。
- (2) 事後調査及び環境監視に当たっては、環境の現状をできる限り悪化させないよう、準備書で採用している調査・評価方法以外に新たな知見又はガイドライン等が示された場合や、より適切な自主管理基準値等の設定が可能な場合においては、必要に応じて調査・評価方法の見直しを行うこと。
- (3) 評価書では、計画熟度を高め、より具体的な事業計画の記載に努めること。なお、準備書で示された事業計画を変更することにより、環境への負荷が増大する場合には、調査、予測及び評価結果について再検証を行い、必要に応じて環境保全措置等を追加すること。
- (4) 事業の進捗状況や環境保全措置の状況などについては、地域住民等に対し、分かりやすい手法で積極的に情報提供すること。特に、施設の管理方法や災害時・事業終了時の対応、水環境への影響等、地域住民等の懸念事項については、丁寧な説明に努めるなど、真摯に対応し、相互理解の促進に努めること。

## 2 個別的事項

### (1) 水環境

ア 水の濁りの影響を低減するための環境保全措置については、局地的大雨や集中豪雨の発生を想定した対応についても具体的に検討し、その結果を評価書に記載すること。

イ 水環境への影響については、本事業による経時的な変動が見込まれることから、工事中及び施設の稼働後における浮遊物質について、環境監視を実施すること。

### (2) 土地の安定性

本事業は、自然地形を生かした起伏の大きいゴルフ場として整備された土地に大規模な太陽電池発電設備を効率的に配置するため、一定程度の土地の改変が見込まれている。土地の改変においては、改変区域に確認された動植物への直接的な影響とともに、土砂の崩落又は流出による水環境等への影響も懸念されることから、工事の実施に当たっては、土地の改変を必要最小限に抑制し、排水対策や法面緑化等の環境保全措置を確実にを行うこと。

### (3) 動植物・生態系

ア 本事業は、ゴルフ場として整備された土地に太陽電池発電設備等を設置し、除草剤を用いない管理手法を採用することにより、ゴルフ場開発前への生態系の回復が期待される。評価書では、降雨が地面に浸透し、動植物の繁殖につながる工事計画・管理手法を分かりやすく記載するとともに、施設の稼働後は、環境監視により得られた結果を、他事例の参考となるよう、積極的に公開すること。

なお、生態系回復の過程においては、大型獣類を誘引し、周辺の生態系へ影響を与えることのないよう配慮すること。

イ 対象事業実施区域内で確認された動植物については、改変区域内に確認された重要な種のみでなく、その周辺に生息・生育する種についても改変の影響を受けるおそれがある。このため、環境影響を受ける範囲を適切に抽出した上で、適切な環境保全措置又は環境監視を実施すること。

ウ 希少な動植物の移設等に当たっては、移設等の場所及び方法の適切な選定が、移設・移植先への影響の回避及び移設等の成否の重要な要素となることから、専門家の意見を踏まえて、適切に選定した上で、慎重に行うこと。

エ 対象事業実施区域には、特定植物群落である竜文寺樹林及び植生自然度 9 のモミ群落が存在し、その一部を改変するとされているが、準備書では、正確な群落範囲や具体的な伐採計画が明らかとなっていない。このため、評価書では、これらの群落範囲を可能な限り明らかにするとともに、その改変については、回避又は最小限に抑制すること。

#### (4) 景観

対象事業実施区域は、市指定史跡である陶氏墓所を含めた龍文寺敷地と隣接している。龍文寺周辺の後世に伝えていくべき豊かな景観資源を損なうことがないように、敷地境界に生育する樹木の保全はもとより、発電設備周辺に設置する柵塀等、太陽電池発電設備の附帯設備の色、配置等についても、十分に配慮すること。

#### (5) 廃棄物

太陽電池発電設備については、有害物質の含有状況を把握した上で、適切な保守点検及び維持管理を行うこと。また、太陽電池発電設備の処分等に当たっては、可能な限りリユースすることにより、廃棄物の発生抑制に努め、やむを得ず廃棄物となるものについては、可能な限りリサイクルするとともに、廃棄する時点における太陽電池発電設備の廃棄に係る諸制度に則り、適正な処理を行う計画とすること。



周環第2217号

令和6年2月26日

山口県知事 村岡 嗣政 様

周南市長 藤井 律子

(公印省略)

(仮称) 周南市長穂太陽光発電事業に係る環境影響評価準備書について(回答)

令和6年(2024年)1月11日付け令5環境政策第754号で照会がありました、環境影響評価準備書に対する本市の環境の保全の見地からの意見は下記のとおりです。

## 記

### 1. 総論

#### (1) 環境影響の回避及び低減に向けた配慮

事業実施区域及びその周辺は、錦川への集水区域であり、濁水の発生、住居等が存在するため生活用水・農業用水への影響や反射光の影響、巨樹・巨木林であるモミの木の保全、土地の改変等による動物・植物・生態系への影響、そして撤去時に伴うパネル等の産業廃棄物に関する環境影響が懸念されることから、環境影響評価書(以下「評価書」という。)作成までに、更に事業計画の熟度を上げ、最新の事業内容等を反映した上で、適切に調査・予測・評価を行い、追加実施する環境保全措置も含めて、その内容を評価書に記載すること

#### (2) 環境影響評価基準について

環境影響評価の判断基準として「環境基準値や目標値、指針値」で判断している環境要素については、事業実施区域及びその周辺の豊かな自然環境を維持、改善する観点から「現況値に比べて悪化させない」又は「自主環境管理基準を設け、これに適合する」ことを判断基準とすることを検討し、その内容を評価書に記載すること。

#### (3) 事後調査について

環境監視及び事後調査を適切に実施すること。また、必要に応じて追加で環境

保全措置を実施する環境要素については、事後調査の必要性を検討の上、事後調査計画に含めること。

事後調査の結果、現況の地域特性を踏まえた上で、環境への影響が確認された場合は、専門家等に意見を求め、可能な限り環境影響を回避・低減できる対処方法を検討し、それを実施すること。なお、事後調査の実施期間は、当該環境影響の状況を十分把握できる期間とし、実施時期は当該環境に最も影響が大きい時期とすること。

#### (4) 地域住民等への積極的な情報提供

事業実施区域周辺の住民及び関係者に対して、環境影響に関する情報を住民がアクセスしやすい方法で積極的に提供するとともに、十分な理解を得ながら事業を進めること。

また、災害等の緊急時における体制を明らかにし、地域住民から問合せがあった場合は、懸念を払拭するよう努めること。

## 2. 各論

### (1) 大気環境

環境保全措置を徹底し、必要に応じて追加の措置を講じること。また、工事関係車両等は、運行管理を徹底し、環境負荷の低減に努めること。

### (2) 水環境

ア 近年、各地で想定を超える局地的な豪雨が発生していることから、排水関連設備の設計条件の確認を徹底するとともに、必要に応じ雨水浸透施設や沈砂池等の追加設置等の措置を講じること。

イ 造成工事は、台風や梅雨等の豪雨が発生しやすい時期の工事を避けるなど施工時期に配慮した工事計画とすること。

ウ 沈砂池等は定期的な点検に加え豪雨が予測される際にも実施することを検討し、点検頻度や判断基準を評価書に記載し、適切な頻度により管理を行うこと。

エ 本事業により発生する可能性がある水の濁りの周辺河川への影響を確実に把握し、迅速に対応できるよう、各排水口のモニタリングや水の濁りの予測地点及び井戸水（生活用水、農業用水）における水位・水質等の事後調査

の実施を検討すること。

### (3) 土地の安定性

豪雨等も想定した最大限の環境保全措置を実施すること。特に、敷地境界に近い地形改変においては、必要に応じて追加の措置を講じること。

### (4) 反射光

パネルエリアの視認可否や反射光の到達の有無については、周辺樹木の状況や地形の改変等により予測結果と異なる可能性があり、また、予測地点とは異なる位置において反射光の影響を受ける可能性があるため、事業実施後に主要な道路や住宅等への反射光の到達が確認された場合は、追加の措置を講じること。

### (5) 動物・植物・生態系

ア 重要な種に限らず、事業実施区域及びその周辺の動植物の生息又は生育、植生及び生態系への影響に十分配慮し、供用後の維持管理においては農薬等を使用しない等の環境保全措置を発電事業終了まで確実に実行すること。また、事後調査によって環境影響が確認された場合は、専門家等に意見を求め、可能な限り環境影響を回避・低減できる対処方法を検討し、それを実施すること。

イ 太陽光パネル（モジュール）の隙間やアレイの寸法等の設置状況について明確に示し、それらが植生の自然回復に与える影響について評価書に記載すること。

### (6) 廃棄物

太陽光発電設備中の有害物質の含有状況を把握した上で、適切な保守点検及び維持管理を行い、太陽光発電設備の処分等に当たっては、可能な限りリユースにより廃棄物の発生抑制に努めること。また、廃棄する時点における太陽光発電設備の廃棄に係る諸制度に則り、適正な処理を行うこと。

### (7) その他

発電事業終了後の事業実施区域の管理方法及び防災機能等について、可能な限り具体的に評価書に記載すること。

以上の検討の経緯及び内容については、その旨を評価書に適切に記載すること。